

報告第九号

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の

専決処分をしたことの報告について

右の報告をする。

平成十九年十一月二十七日

提出者 杉並区長 山田 宏

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の

専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減について左記のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

記

一 件名及び契約 平成十八年第二回杉並区議会定例会において議案第五十六号による金額の変更 り議決を経た「杉並区立方南小学校校舎及び屋内運動場電気設備

工事」

変更前の契約金額 金二億五千八百三十万円

変更後の契約金額 金二億五千九百九十九万五百円

契約金額の増額 金百六十九万五百円増

二 変更理由 杉並区立方南小学校校舎及び屋内運動場空気調和設備工事の変更

に伴い、電気設備工事の仕様を変更したため。

三 専決年月日 平成十九年十月十八日